

岡山県産業廃棄物処理業育成支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、産業廃棄物処理業者の育成を推進するため、予算の範囲内において、産業廃棄物処分業者が行おうとする設備投資に対して補助金を交付するものとし、その交付に当たっては岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 補助金の対象者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第6項又は第14条の4第6項の許可を得て県内で産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）の処分を業として行っている者（以下「産業廃棄物処分業者」という。）とする。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 移動式処理施設のみを使用して産業廃棄物の処分を業として行っている者
- (2) 法第14条の3又は第14条の6に基づく事業の停止命令を受け、補助金交付申請書を提出する日（以下「交付申請日」という。）において事業停止の期間の終了日から1年を経過していない者
- (3) 法第15条の2の7に基づく施設の使用停止命令を受け、交付申請日において使用停止の期間の終了日から1年を経過していない者
- (4) 法第15条の2の7に基づく施設の改善命令を受け、交付申請日において改善が確認された日から1年を経過していない者
- (5) 法第19条の3に基づく改善命令を受け、交付申請日において改善が確認された日から1年を経過していない者
- (6) 法第19条の5又は第19条の6に基づく措置命令を受け、交付申請日において履行が確認された日から1年を経過していない者
- (7) 交付申請日から過去1年間に産業廃棄物の処分実績がない者
- (8) 県税の滞納がある者

（補助金の対象となる事業）

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、産業廃棄物処分業者が、産業廃棄物の適正な処分を行う上で必要な設備又はそれに関連する設備を県内に整備する次の事業とする。

- (1) 廃棄物搭載車両計量設備（基礎工事を含む。）の導入又は更新
- (2) 計量設備に付属する電算処理システム（据付工事を含む。）の導入又は更新（電算処理システムのハード設備のみの導入又は更新を除く。）

（補助対象経費及び補助額）

第4条 補助金の交付の対象となる事業、補助対象経費、補助率及び補助金の上限額は別表1のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、こ

れを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 規則第4条の規定による補助金交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに知事に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 事業収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 県税の全税目について滞納がないことを証する書類（完納証明書）
- (4) その他知事が必要と認める書類

（決定の通知）

第6条 規則第7条の規定による補助金等の交付の決定通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

（申請の取り下げ期限）

第7条 規則第8条第1項の規定による知事が別に定める期日は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

（変更承認申請）

第8条 規則第10条の規定による変更（廃止又は中止）承認申請書は、別記第5号様式によるものとする。

（軽易な変更）

第9条 規則第10条ただし書に規定する知事が別に定める軽易な変更は、交付決定金額の増額を伴わない補助対象経費の20%以内の変更とする。

（実績報告）

第10条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第6号様式によるものとする。規則第13条の知事が別に定める書類は、事業概要書（別記第7号様式）及び事業収支精算書（別記第8号様式）とする。補助事業等実績報告書の提出期限は、事業を完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日が属する年度の終了日のいずれか早い日までとする。

（補助金の額の確定）

第11条 規則第14条の規定による補助金の額の確定は、別記第9号様式により行うものとする。

（補助金の支払い）

第12条 規則第15条の規定による補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書は、別記第10号様式により行うものとする。

（財産の処分制限等）

第13条 産業廃棄物処分業者は、補助を受けて取得し、又は効用が増した財産の適切な維持管理に努めなければならない。

2 産業廃棄物処分業者は、前項の財産を処分制限期間内に補助金の目的に反して使用し又は使用中止する場合においては、知事の承認を得なければならない。

3 前項に規定する処分制限期間は、補助事業完了日の属する年度の終了後5年間とする。

（決定の取り消し及び補助金の返還）

第14条 補助金等を他の用途へ使用するなどの不正行為があったと認められたときは、知事は補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すととともに、既に補助金等が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

（補助金に係る帳簿等の保存年限）

第15条 補助金に係る帳簿及び証拠書類を、当該補助事業が完了した年度から起算して5年間保存するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 （第 4 条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助金の上限額
廃棄物搭載車両計量設備の導入又は更新	1．本体費 2．工事費	1／2 以内	1 補助事業当たり 1,700 千円
計量設備に付属する電算処理システムの導入又は更新（電算処理システムのハード設備のみの導入又は更新を除く。）	1．本体費 2．工事費	1／2 以内	1 補助事業当たり 500 千円

第1号様式（第5条関係）

岡山県知事 殿

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

令和 年度において、岡山県産業廃棄物処理業育成支援事業費補助金の交付を受けた
いので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第4条の規定により関係
書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

- (1) 事業計画書（別記第 2 号様式）
- (2) 事業収支予算書（別記第 3 号様式）
- (3) 県税の全税目について滞納がないことを証する書類（完納証明書）
- (4) その他知事が必要と認める書類

別記

第 2 号様式（第 5 条関係）

産業廃棄物処理業育成支援事業に係る事業計画書

- 1 補助事業の名称
- 産業廃棄物処理業育成支援事業
- 2 補助事業の内容
- (1) 廃棄物搭載車両計量設備の導入

(2) 廃棄物搭載車両計量設備の更新

(3) 計量設備に付属する電算処理システムの導入

(4) 計量設備に付属する電算処理システムの更新
- (※該当番号に○を記入のこと)
- 3 補助事業の目的

- 4 実施予定期間
- 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

- 5 事業に要する経費

事業名 上記 2 の 番号を記入	設置場所	事業費	補助金交付申請額	備考

別記

第 3 号様式（第 5 条関係）

事業収支予算書

収支内訳書

（収入の部）

（支出の部）

事業名 事業計画書の 番号を記入	収入内訳	支出内訳
	自己資金 円	本体費 円
	補助金 円	工事費 円
	自己資金 円	本体費 円
	補助金 円	工事費 円
計	円	円

（自己資金内訳）

預貯金	円
借入金	円（借入先 ）
その他	円

別記

第 4 号様式（第 6 条関係）

岡山県指令環企第 号
(氏名)

補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった平成 年度岡山県産業廃棄物処理業育成支援事業費補助金について、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知します。

令和 年 月 日

岡山県知事

記

- 1 この補助金の交付対象となる事業（以下「事業」という。）は、岡山県産業廃棄物処理業育成支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に定める事業であり、その内容は、令和 年 月 日付けで提出のあった申請書に記載されたとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

	事業に要する経費	補助金の額
① 車両計量設備	円	円
② 電算処理システム	円	円
合計	円	円

- 3 補助金の額の確定は、交付要綱第4条により行うものとする。
- 4 補助事業者は、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）及び交付要綱を遵守しなければならない。
- 5 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における岡山県補助金等交付規則第8条の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日までとする。

別記

第5号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

住所

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

補助金交付決定変更
補助金等中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け、岡山県指令環企第 号で交付決定通知のあった岡山
県産業廃棄物処理業育成支援事業費補助金について 下記のとおり変更 したいので、
事業を中止（廃止）
岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第10条の規定により、その承認を
申請します。

記

1 変更（中止、廃止）の理由

2 変更の内容

3 中止の期間

4 中止（廃止）後の措置

別記

第 6 号様式（第10条関係）

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

住所

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

産業廃棄物処理業育成支援事業費補助実績報告書

令和 年 月 日付け、岡山県指令環企第 号で交付決定通知のあった補助事業を完了したので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第13条の規定により関係書類を添えて報告します。

関係書類

- (1) 事業概要書（別記第 7 号様式）
- (2) 事業収支精算書（別記第 8 号様式）
- (3) その他参考資料（写真及び事業費の分かる資料）

別記

第 7 号様式（第10条関係）

産業廃棄物処理業育成支援事業に係る事業概要書

1 補助事業の名称

産業廃棄物処理業育成支援事業

2 補助事業の内容

- (1) 廃棄物搭載車両計量設備の導入
 - (2) 廃棄物搭載車両計量設備の更新
 - (3) 計量設備に付属する電算処理システムの導入
 - (4) 計量設備に付属する電算処理システムの更新
- （※該当番号に○を記入のこと）

3 実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 事業に要した経費

事業名 上記 2 の 番号を記入	設置場所	事業費	補助金交付申請額	備考

別記
第 8 号様式（第10条関係）

事業収支精算書

収支内訳書

(収入の部) (支出の部)

事業名 事業計画書の 番号を記入	収入内訳	支出内訳
	自己資金 円	本体費 円
	補助金 円	工事費 円
	自己資金 円	本体費 円
	補助金 円	工事費 円
計	円	円

第9号様式（第11条関係）

産業廃棄物処理業育成支援事業費補助金の確定通知書

令和 年 月 日

交付確定額 金 円

第10号様式（第12条関係）

岡山県知事 殿

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

令和 年 月 日付け、岡山県指令環企第 号で交付確定通知のあった補助事業について、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第15条の規定により、次のとおり請求します。

今回請求額 円

＜口座名義＞